第 12 講　江戸時代Ⅰ

1　徳川家康の統一過程

「鳴かぬなら鳴くまで待とうホトトギス」

「織田がつき羽柴がこねし天下餅(もち)座りしままに食うは徳川」

①人質(ひとじち)時代

1542 年　**三河国(みかわのくに)**の弱小戦国大名であった松平広忠(ひろただ)の長男竹千代(たけちよ)として，岡崎城に生まれる。

1547 年～織田信秀(のぶひで)(尾張(おわり))，のち今川義元(駿河(するが)・遠江(とおとうみ))の人質となる。

---

②三河時代〔戦国大名〕

1560 年　桶狭間の戦い(尾張国)に乗(じょう)じ，今川氏から独立。

1562 年　織田信長と清洲(きよす)同盟を結ぶ。

1564 年　三河の一向一揆を鎮圧。

1570 年　姉川の戦い　　(近江国)(○織田・徳川連合軍 vs 浅井・朝倉連合軍●)

1572 年　三方ヶ原(みかたがはら)の戦い(遠江国)(●徳川家康・織田の援軍 vs 武田信玄○)

1575 年　長篠合戦　　　(三河国)(○織田・徳川連合軍 vs 武田勝頼●)

1582 年　天目山(てんもくざん)の戦い　(甲斐国(かいのくに))(○織田・徳川連合軍 vs 武田勝頼●)

本能寺の変　　(京都)　(●織田信長 vs 明智光秀○)

☆信長の死後，三河・遠江・駿河・甲斐・信濃(しなの) 5 カ国の大名となる。

1584 年　小牧(こまき)・長久手(ながくて)の戦い(尾張国)(△織田信雄・徳川家康 vs 豊臣秀吉▲)

1586 年　豊臣秀吉に臣従。

---

③関東時代〔近世大名〕

1590 年　秀吉の命により，北条氏滅亡後の関東へ国替え。

☆**江戸城**へ入り武蔵(むさし)・相模(さがみ)・上総(かずさ)・下総(しもうさ)・上野(こうずけ)・伊豆(いず) 6 カ国約 250 万石の大名となる。

1598 年　豊臣秀吉死後，五大老筆頭として伏見城で政務をとる。

1599 年　五大老次席の前田利家の死後，大坂城に入る。

---

④天下統一〔征夷大将軍・大御所〕

1600年　**関ヶ原の戦い（美濃国）（○徳川家康〔東軍〕vs石田三成〔西軍〕●）**
○東軍（北政所が支持）
徳川家康・（徳川秀忠）・**福島正則**・（加藤清正）・黒田長政ら。
●西軍（**豊臣秀頼・淀殿**が支持）
石田三成・小西行長・宇喜多秀家・島津義弘・**小早川秀秋（東軍に寝返る）・（毛利輝元）・（上杉景勝）**ら。
☆豊臣秀頼は220万石から摂津・河内・和泉60万石の一大名に減封。
☆毛利輝元は中国地方120万石から周防・長門37万石に，上杉景勝は会津120万石から米沢30万石に減封。

1603年　**徳川家康**，**後陽成天皇**より**征夷大将軍**を宣下される。
☆全大名に対する指揮権の正統性を得るために就任。
☆諸大名に江戸城と市街地造成の普請を，また国単位に国絵図・郷帳の作成を命じる。

1605年　家康，子の**秀忠**に将軍職を譲る。
☆「天下は回り持ち」とする下剋上の思想を否定・根絶。

1607年　**駿府**へ隠居するも**大御所**（前将軍）として政権を握る。
☆**金地院崇伝〔以心崇伝〕**・南光坊天海・本多正純らが補佐。
☆江戸では本多正信が２代将軍秀忠を補佐。

1614年　方広寺鐘銘問題
☆「国家安康」「君臣豊楽」の部分に言い掛かりをつけ，豊臣方を挑発。
大坂冬の陣（摂津国）（△徳川家康vs豊臣秀頼・淀殿▲）
☆家康が全国の大名を動員し，**「大坂の役」**を開始。
☆豊臣方には大野治長・真田幸村〔信繁〕らの武将が参戦。

1615年　**大坂夏の陣（摂津国）（○徳川家康vs豊臣秀頼・淀殿●）**
☆**「元和偃武」**となり戦乱の世が終わるが，**かぶき者〔傾奇者〕**は横行。

1616年　太政大臣に就任後，死去。
☆駿河国久能山に葬られるが，翌年下野国**日光**に改葬。東照大権現として祀られる。

２　２代将軍秀忠の政治―大名の統制―

①一国一城令(1615 年)

大阪城落城後，**元和偃武**となり各大名に**居城以外の城破**を行わせる。

☆大名と対抗するような支城を拠点とした有力武士を，弱体化させる効果もあった。

---

②武家諸法度元和令(1615 年)

A　起草者

金地院崇伝

☆大御所の家康が，将軍秀忠の名で発布。

B　内容

「**文武弓馬の道**，専ら相嗜むべき事」

☆**新規築城の禁止と修理時の申し出**，隣国動向の監視，**私婚の禁止**など。

C　修正

原則的に**将軍代替わりに繰り返し発布**され，少しずつ修正が加えられた。

---

③大名の区分(約 260 ～ 270 家)

将軍と直接主従関係を結ぶ**１万石以上の武士**を**大名**といい，各大名は領地から年貢を徴収する権利(＝領知)を，将軍が発給する**領知宛行状**により与えられた(1617 年～)。

A　**親藩**(徳川氏一門)

御三家(尾張・紀伊・水戸)，御家門(松平など)

☆大名扱いではないが，**御三卿(田安・一橋・清水)**も含まれる。

B　**譜代**(当初から徳川家康に服属)

井伊・土井・堀田・酒井・本多など。

C　**外様**(**関ヶ原の戦い前後**に徳川家康に服属)

前田(加賀)・島津(薩摩)・伊達(仙台・宇和島)・細川(熊本)・黒田(福岡)・**毛利(長州)**・鍋島(肥前)・山内(土佐)など。

---

④大名の配置

A　**親藩・譜代を**関八州・畿内周辺や主要街道沿いなどの**要地**に置く。

☆**外様はなるべく遠隔地**に置く。

B　親疎を隣り合わせ，幕領〔天領〕をその間に置く。

---

⑤大名の負担

A　**軍役**

石高に応じて一定数の兵馬を常備し，戦時には将軍の命令で出陣した。

B　**お手伝普請**

江戸城などの建築・修築や，河川の工事などの普請役を負担。

☆**宝暦治水事件**の悲劇(1755年，**薩摩藩**)は有名。

C　証人〔人質〕

大名が江戸に妻子を置くのとは別に，家臣の子弟を江戸城内の証人屋敷に預ける。

D　**参勤交代(1635年に制度化)**

原則的に**国元と江戸とを１年交代で往復。大名の妻子は江戸藩邸住みを強制される。**

☆関東の大名は半年交代。また，対馬の宗氏は３年１勤，蝦夷地の松前氏は５～６年１勤とされた。

☆老中・若年寄など重職に就く者および水戸藩は江戸常府。

---

⑥大名の処分⇒**武断主義**政策をとる

改易〔御家断絶〕・**減封**・**転封**〔国替〕を断行，**牢人**〔**浪人**〕が大量に発生。

A　松平忠輝（越後高田藩〔親藩〕）

徳川家康の６男であったが，大坂夏の陣不参加などの不行跡により勘当。のち改易・追放された。

B　**福島正則**（**広島藩**〔**外様**〕）

広島城の無断修築を理由に改易，信濃国川中島に配流（1619 年）。

C　本多正純（宇都宮藩〔譜代〕）

もと家康の側近であったが，突然秀忠の勘気に触れ改易，出羽国に配流。

⑦幕府権力の継承

２代将軍秀忠は1623年に将軍職を家光に譲り，大御所として幕府権力の基礎固めを行った。

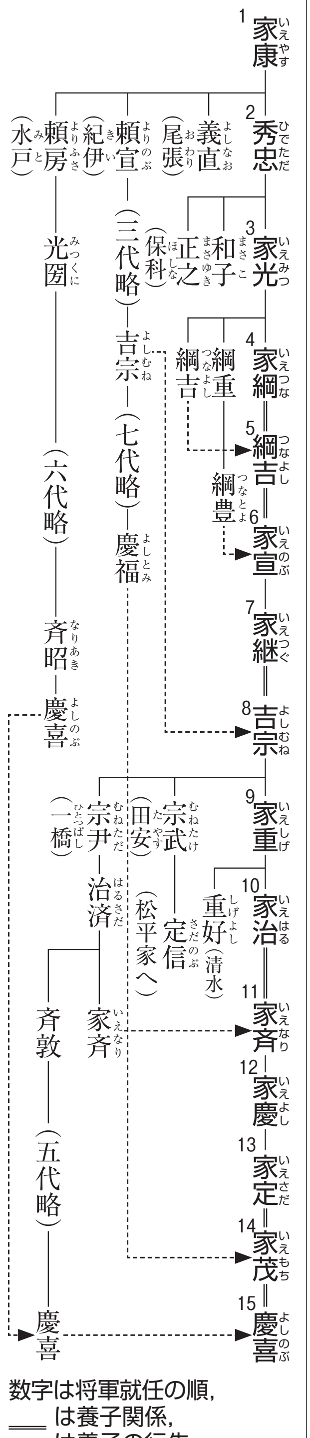

数字は将軍就任の順，
═ は養子関係，
----▶ は養子の行先

徳川氏略系図

３　３代将軍家光の政治―大名の圧伏―

①大名の処分

1632年の大御所秀忠の死後も**武断主義**政策をとり，**牢人**が大量に発生。

A　加藤忠広(ただひろ)（熊本藩〔外様〕）

領内不統一を理由？に改易，出羽国に配流。

☆九州にも将軍権力が広く及ぶこととなった。

B　徳川忠長(ただなが)（駿府藩〔親藩〕）

家光の弟であったが，乱行(らんぎょう)を理由に上野国に幽閉(ゆうへい)，自刃(じじん)に追い込まれる。

---

②武家諸法度寛永(かんえい)令（1635年）

A　起草者

林羅山(はやしらざん)〔道春(どうしゅん)〕

B　内容

参勤交代の制度化，500石積(づみ)以上の大船(おおぶね)建造の禁など。

☆参勤交代の影響⇒江戸幕府の絶対的支配が確立。**諸藩の財政負担は増大**したが，江戸の町や主要街道沿いの宿駅が繁栄(はんえい)した。

---

③幕藩(ばくはん)体制の確立

強力な領主権をもつ**幕府〔将軍〕と藩〔大名〕が，全国の土地と人民を直接統治する支配体制**が確立。

☆強大な軍事力と経済力をもつ幕府が，諸藩に自主性を認める一方で武家諸法度により厳しく統制。幕府･藩ともに**経済的には農村からの年貢収入に依存(いそん)した**。

４　幕府権力の優越

①**経済力**⇒圧倒的な富力を誇る

A　**幕領〔天領〕**＝17世紀末時点で**約400万石**

旗本知行地300万石と合わせ**全国3000万石の約４分の１**を占める。

B　**主要鉱山の直轄**

佐渡相川・伊豆の**金山**，**但馬生野・石見大森**の**銀山**，**足尾**の**銅山**など。

C　**主要都市の直轄**

江戸・京都・大坂・長崎・駿府・伏見・奈良・佐渡・日光・山田・堺・下田など。

D　**主要街道の直轄**

五街道を道中奉行，脇街道〔脇往還〕を勘定奉行が支配。

E　**貨幣鋳造権の独占**

金座・銀座・銭座で鋳造。

F　**長崎貿易の独占**

中国・オランダとの貿易を，長崎奉行が統制。

---

②**軍事力**⇒圧倒的な軍事力，俗に“旗本八万騎”

直参〔旗本・御家人〕および諸大名の**軍役**により，他勢力を圧倒。

A　**旗本**　（御目見得以上）

約5000人，**１万石未満**の**地方知行制〔知行取〕**が多い。

☆大番頭，町奉行，勘定奉行，大目付，目付など。

B　**御家人**（御目見得以下）

約１万7000人，**俸禄制〔蔵米取〕**が多い。

☆同心など。

５　幕藩体制

①江戸幕府の職制

２代将軍までの側近政治を改め，３代家光のころまでに整備。

A　将軍直属（原則的に譜代大名が就任）

（大老（たいろう））　**非常置の最高職**，10万石以上から選任。
☆重要事項の決定のみ合議に加わる。

老中（ろうじゅう）　**政務の総括（そうかつ）を行う常置の最高職**（はじめ**年寄**），２万5000石以上から４～５名選任。

（側用人（そばようにん））　**非常置の将軍側近**，将軍の命（めい）を老中に伝える。

若年寄（わかどしより）　**老中を補佐**し旗本を監督，３～５名。

寺社（じしゃ）奉行　**寺社の監察や宗教統制**，４～５名。

奏者番（そうじゃばん）　大名・旗本の将軍謁見（えっけん）や諸事（しょじ）の披露（ひろう）を担当。

京都所司代（しょしだい）　**朝廷の統制**と西国大名の監視。

大坂城代（じょうだい）　**大坂城の守護**と西国大名の監視。

B　老中支配（旗本が就任）

大番頭（おおばんがしら）　**江戸城などの警備**，４～５名。

大目付（おおめつけ）　**大名の監察**，４～５名。

町奉行（まちぶぎょう）　**江戸町方（まちかた）の行政・司法**を担当（与力（よりき）・同心を支配），南北２名。

勘定奉行（かんじょうぶぎょう）　**幕府財政**，**幕領の租税徴収や訴訟**，関八州の私領の訴訟を担当（**郡代（ぐんだい）・代官**を支配）。
☆４名で，享保の改革で公事方（くじかた）（訴訟担当）と勝手方（かってがた）（財政担当）に分かれる。

勘定吟味役（かんじょうぎんみやく）　勘定奉行所の財政の監査，５代将軍綱吉が設置。

道中奉行（どうちゅうぶぎょう）　**五街道の宿駅や道路行政を管轄**，大目付・勘定奉行各１名が兼務。

宗門改役（しゅうもんあらためやく）　**宗門改め**，**キリシタン摘発（てきはつ）**などを担当。

高家（こうけ）　儀式典礼（てんれい）・勅使（ちょくし）公家衆の接待。

城代　二条・伏見（のち廃止）・駿府

町奉行　京都・大坂・駿府

奉行　**長崎**・伏見・奈良・佐渡・日光・山田・堺・下田など。

C　若年寄支配（旗本が就任）

書院番頭　将軍の護衛

小姓組番頭　将軍の護衛

目　付　旗本・御家人の監察，はじめ10名。

D　職制の特色

あ　三河以来の職制の拡充・整備⇒“庄屋仕立て”

い　**将軍独裁体制，要職はすべて譜代・旗本から選任。**

う　**月番交代**・合議制を採用，役職は軍事関係（番方）と一般政務（役方）とに大別。

え　簡略な訴訟は各役職で専決したが，役職をまたぐ事項は**評定所**で**三奉行**（寺社奉行・町奉行・勘定奉行）と老中１名以上が合議して裁決した。

お　平時の編成が，そのまま戦時の編成となる。

---

②**藩〔国・国元〕の制度**⇒大名＝藩主

A　職制

家老〔国家老・城代家老と江戸家老〕以下の諸役人。町奉行・勘定奉行・郡奉行や代官など，幕府の職制を模倣。

B　支配

領地・領民を直接支配（＝領内一円支配）。**幕府の政策範囲内で，独自の支配を展開。**

C　収入

主たるものは直轄領（蔵入地）からの年貢収入，その他に国産品の専売など。

D　**藩士**＝陪臣

藩政を分担し，原則的に城下町に集住。収入は大半が俸禄制〔蔵米取〕。

☆初期には地方知行制をとる場合もあったが，17世紀半ばになると多くの藩ではみられなくなった。

☆下級の足軽などでは「～人扶持」や「給金～両」という形で俸禄を与えられた。

６　朝廷の統制

①朝廷に対する規制

A　**禁中並公家諸法度（1615年，金地院崇伝が起草）**

「天子諸芸能の事，第一御学問なり」

☆1613年の公家衆法度に続くもの。

B　行政

あ　**京都所司代（幕府）**

朝廷の監察と行動の規制にあたる。

い　**武家伝奏　（朝廷）**

公家から２名が選任され，幕府から役料を受ける。**朝廷に幕府側の指示を伝え**，摂家（関白・三公）とともに朝議をつかさどる重職。

C　**領地**⇒必要最小限度に留められる

禁裏御料３万石，公家領・門跡領など７万石。

D　行動⇒大名との接触を警戒

あ　天皇

学問第一。

☆行幸は慶安年間（17世紀半ば）を最後に幕末まで原則として認められず。

い　公家

家業〔家職〕と宮中を警護する禁裏小番が義務。醍醐や吉野への花見など京都からの他行は，武家伝奏を通じ届出が必要。

☆白川家・吉田家は神祇道，土御門家は陰陽道，飛鳥井家は蹴鞠を代々家業とした。

---

②朝廷との関係

幕府は天皇権威を自らの支配に利用。２代将軍秀忠の娘和子〔東福門院〕は，**後水尾天皇**に入内し外戚関係を結ぶ。

☆これを機に，朝廷に残されていた官位制度や改元・改暦などの機能も幕府の承諾を必要とすることとなった。

☆征夷大将軍は，代々形式的に内大臣を兼任し「徳川内府」とよばれた。

---

③朝廷との紛争

A　**紫衣事件（1627年）**

大徳寺・妙心寺などの禅僧に対し，後水尾天皇が幕府に届け出なく紫衣着用を勅許したことが問題視され，無効となった。

☆幕府の法度が天皇の勅許に優先することを決定づけた事件。

B　**後水尾天皇の退位（1629年）**

この年，紫衣事件に異を唱えた大徳寺の**沢庵〔沢庵宗彭〕**は出羽に配流，幕府の許可のない1615年以降の紫衣勅許もすべて無効となった。**相次ぐ幕府の介入に反発した天皇は，体調を崩していたこともあり独断で退位**。結果的に，大御所秀忠の孫にあたる皇女が即位し**明正天皇**となったことから，幕府は譲位を追認した。

☆幕府は武家伝奏を交代させ，摂家に朝廷の厳重統制を命令。

☆1634年，３代将軍家光は全大名に軍役を賦課。30万の大軍を率い上洛し，将軍の軍事指揮権と幕府の威勢を示した。

7　幕府の宗教統制

①キリスト教の禁止

A　**理由⇒統一的支配の障害**

ポルトガル・スペインの侵略に対する懸念(けねん)，信者の団結・抵抗の強さを恐れる。

☆信者は17世紀初めで約70～75万人

B　推移

1609年　マードレ＝デ＝デウス号事件

☆有馬晴信(ありまはるのぶ)が長崎でポルトガル船を撃沈(げきちん)。

1612年　幕領に禁教令を発布

☆岡本大八(だいはち)事件が契機(けいき)となる。

1613年　全国に禁教令を発布

1614年　**高山右近(うこん)**ら300人余りをマニラ・マカオに追放

1622年　元和(げんな)の大殉教(だいじゅんきょう)

☆**長崎**で宣教師・信徒ら**55名**を処刑。

1630年　禁書令

☆洋書の輸入を禁止。

C　**島原の乱**〔島原・天草(あまくさ)一揆〕**（1637年～38年）**

天草四郎時貞〔益田(ますだ)時貞〕を中心とする３万人余りの**キリシタン農民**や牢人が蜂起(ほうき)，原城跡(はらじょうあと)に立てこもった。

あ　原因

松倉勝家（肥前国島原城主）と寺沢堅高(かたたか)（肥後国天草領主）による，過酷(かこく)な年貢徴収とキリスト教徒弾圧に領民が反抗。

☆以前，島原半島は有馬晴信，天草諸島は小西行長の支配下にあったため，旧キリシタン大名領としての風潮が残っていた。

い　結果

九州の外様など約12万人を大動員し，譜代の板倉重昌(いたくらしげまさ)が指揮にあたったが失敗。**老中松平信綱(まつだいらのぶつな)**〔知恵(ちえ)伊豆〕が出陣し，オランダ船の援護も得てようやく鎮圧した。

☆乱後，松倉家と寺沢家は改易(かいえき)。

う　意義

幕府権力のさらなる集中と，**鎖国政策促進の契機**となった。

D　禁教政策の強化

あ　**踏絵**

九州北部を中心に**絵踏**を実施して改宗を強制したが，一部の信者は迫害にも屈せず殉教するものや，秘かに信仰を維持する**隠れキリシタン**〔潜伏キリシタン〕として残存した。

い　**寺請制度〔寺檀制度〕**

1640年，**宗門改役**を設置して**宗門改め**を実施。結婚・奉公・旅行などに際し檀那寺が寺請証文を発行，檀家〔檀徒・檀那〕を監視した。

☆幕府・諸藩は**宗門改帳〔宗旨人別帳〕**を作成，**寺院を通しての民衆支配**を進めた。のち人別改と合わせ宗門人別改帳となり，戸籍の役割を果たした。

②寺社の統制

A　禁教

キリスト教の他にも，日奥(にちおう)を祖とする**日蓮宗不受不施派(ふじゅふせは)**を禁止。

☆神道(しんとう)・陰陽道(おんみょうどう)・修験道(しゅげんどう)などは仏教に準じて容認。

B　領地

朱印地(しゅいんち)（将軍の朱印状により安堵(あんど)），黒印地(こくいんち)（旗本・大名の黒印状により安堵）など約 40 万石。

C　法度(はっと)

仏教諸宗の本山となる門跡(もんぜき)寺院に皇子や宮家・摂家の子弟が入寺したことから，幕府は門跡も朝廷の一貫とみなして統制した。

1601 年～**寺院法度**〔諸宗諸本山法度(しょしゅうしょほんざんはっと)〕

☆**各宗派ごと**に出し，本山・本寺の地位を保障して末寺を組織させる**本末制度**を実施した。

1665 年　諸宗寺院法度(しょしゅうじいんはっと)

☆**仏教各宗派共通**の，寺院・僧侶統制令。

諸社禰宜神主法度(しょしゃねぎかんぬしはっと)

☆**神社・神職の統制令**，公家の吉田家を本所として統制させた。

☆陰陽道は，公家の土御門(つちみかど)家が全国の陰陽師(おんみょうじ)を配下に置いた。

D　行政

将軍⇒**寺社奉行**⇒各宗派の**本山・本寺**⇒**末寺(まつじ)**⇒檀家(だんか)

☆修験道は，天台系の本山派は聖護院(しょうごいん)門跡が，真言系の当山派は醍醐寺三宝院(だいごじさんぼういん)門跡が本山として山伏(やまぶし)を支配した。

E　結果

仏教・神道ともに，独立した宗教としての活力(かつりょく)を失う。

F　**黄檗宗(おうばくしゅう)**の伝来（17 世紀半ば）

禅宗(ぜんしゅう)の一派。明から来日した**隠元隆琦(いんげんりゅうき)**が伝える。

☆本山は山城国宇治(うじ)の**万福寺(まんぷくじ)**。

８　農村の生活（村と百姓）

①村

A　性格

百姓の集落・田畑や野山などを含む自治的な小社会（共同体）で，幕藩体制の最も重要な基盤。

B　成立

中世の惣村や惣荘・惣郷などを分割(ぶんかつ)して成立。**新田開発**により新たに成立したものも含め，全国に約６万3000余り（17世紀末）。

☆幕府・藩が検地のあと50～60戸(こ)単位の村切(むらぎり)を行う。

C　種類

農村・山村〔山里〕・漁村・在郷町(ざいごうちょう)（小都市）など。

D　支配組織

将軍⇒大名・旗本⇒郡代・代官⇒**村方(むらかた)三役（村役人）**⇒**本百姓**

E　**村方三役**〔村役人〕

あ　**名主(なぬし)〔関西＝庄屋(しょうや)，東北＝肝煎(きもいり)〕**⇒１名

年貢割当(わりあて)と納入，法令の伝達，村内秩序維持，用水管理，宗門改めなどの責任を負う。

い　**組頭(くみがしら)**〔年寄〕⇒１～３名

名主の補佐。

う　**百姓代(ひゃくしょうだい)**⇒１～３名

名主・組頭の不正監視役で，**一般百姓の代表**。

F　**五人組**

年貢納入や犯罪防止の連帯責任，キリシタン・犯罪人の相互検察(けんさつ)を目的に５戸程度を一組とする。

---

②農民の生活

A　仕事

農作業の他，**入会地**(いりあいち)の共同利用，用水・山野の管理，道の整備，治安や防災にあたる。

☆田植え，稲刈り，脱穀，屋根葺(ふ)きなどに際し，村民は**結**(ゆい)**・もやい**とよばれる共同作業を行い，労働や暮らしを支え合った。

B　経費

村入用(むらいりよう)とよばれる経費は村民が共同負担。

C　運営

村法(そんぽう)〔**村掟**(むらおきて)〕にもとづき村政を運営。違反者には村八分(むらはちぶ)などの制裁が加えられた。

D　貢租(こうそ)納入

村請制で実施。村高にかかる年貢を，百姓が石高に応じて公平に負担した。

---

③農民の階層

A　**本百姓**(ほんびゃくしょう)　〔高持百姓(たかもち)〕⇒**検地帳に記載**

田畑(でんぱた)**・家屋敷**(いえやしき)〔高請地(たかうけち)〕をもち，年貢・諸役を納入し**村政**(そんせい)**に参加**。

B　**水呑百姓**(みずのみびゃくしょう)〔無高(むだか)百姓〕⇒検地帳に無記載

田畑をもたず，地主のもとで**小作**(こさく)や日用(ひよう)(日雇(ひやとい))仕事に従事。

C　隷属(れいぞく)農民〔**名子**(なご)**・被官**(ひかん)・譜代・家抱(けほう)など〕

有力な本百姓と主従制のような隷属(れいぞく)関係のもとにあった。

---

④農民の負担

各種の負担は非常に厳しく，走り百姓・潰れ百姓が続出した。

A　**本途物成〔本年貢〕**

田畑・家屋敷に課税。村請制により**米納**もしくは貨幣で納入した。

☆税率ははじめ**四公六民**程度の**検見法**(＝収穫に応じ年貢率を決める)。享保期以降は幕領を中心に**五公五民**の**定免法**(＝一定期間同じ年貢率を続ける)が一般化。

B　**小物成**

農業以外の副業・特産物・山野河海の利用などにかかる**雑税**。貨幣で納入した。

C　**高掛物**

村高に応じて課する付加税。貨幣で納入した。

D　**国役**

幕領・私領を問わず，一国または数カ国単位で課す労役。道路・河川の土木工事や朝鮮通信使の接待など。のちに貨幣による代納が一般化した。

E　**助郷役**(**伝馬役**の一種)

主要街道における公用通行時，宿駅周辺の村(**助郷**)に補助的に人馬を負担させた。のち，貨幣で代納することが一般化した。

☆増大する一方の負担に対し，**伝馬騒動(助郷役反対一揆)**も起きた。

---

⑤為政者の農民観

A　江戸時代前期⇒農民の生活が成り立つことを前提とする

徳川家康

「百姓共は死なぬ様に，生きぬ様に…」　―『昇平夜話』より―

本多正信

「百姓は財の余らぬように，不足なきように治むること道なり」

―『本佐録』より―

B　江戸時代後期⇒農民の生活を無視

神尾春央

「胡麻の油と百姓は，絞れば絞る程出る物也」―本多利明『西域物語』より―

---

⑥農民に対する規制

A　**田畑永代売買の禁止令**　　　　　**（1643年，３代将軍家光）**

寛永の大飢饉（1641年〜42年）を背景に，**富農への土地集中防止と本百姓体制維持のため，田畑の売買を禁止**。しかし，**質流れによる田畑の実質的移動は行われた**ため，不徹底に終わる。

☆明治時代の**1872年まで存続**。

B　**田畑勝手作りの禁〔作付制限令〕（1643年，３代将軍家光）**

本百姓体制維持のため，本田畑における五穀（米・麦・黍・粟・豆）以外の商品作物栽培を禁止したが，のち有名無実化。

☆明治時代の**1871年まで存続**。

C　慶安の触書？　　　　　　　　　（1649年，３代将軍家光？）

農民に対する32条の細々とした衣食住制限。

☆近年，幕府の法令ではないという説が強い。

D　**分地制限令**　　　　　　　　　**（1673年，４代将軍家綱）**

分割相続による田畑の細分化を防ぎ**本百姓体制を維持するため，名主20石・一般百姓10石未満の者の分地を禁止**。

☆**1713年に改正され，分地高・残高ともに１町・10石未満になることを禁止**。

E　その他

あ　移住・転業の制限

い　**麻や木綿**の筒袖を着用

う　麦または稗・粟などの雑穀主体の食事

え　茅葺・わら葺の粗末な家屋

〈***Note***〉

９　都市の生活（町（ちょう）と町人）

①城下町の生活

A　成立

豊臣政権以来の兵農分離策による武士（＝消費者）の集住と，自由営業認可・屋敷地にかかる地子銭（じしせん）免除による町人（＝商工業者）の集住による，物資の生産・集散の活発化。

B　城下町の例

江戸（武蔵国），**大坂（摂津国）**，駿府（駿河国），**名古屋（尾張国）**，和歌山（紀伊国），水戸（常陸国），金沢（加賀国），鹿児島（薩摩国），仙台（陸奥国），熊本（肥後国），萩（はぎ）（長門国），高知（土佐国）など。

C　構造

町割（まちわり）が行われ，村と類似（るいじ）した自治的組織である**町**という小社会（共同体）が多数存在する。

あ　**武家地**

城郭（じょうかく）と合わせ，城下町の面積の大半を占める。

い　**寺社地**

寺院・神社を集め，領内における宗教統制の中心地としての役割を担う。

う　**町人地**

町方（まちかた）〔町屋〕ともいう経済活動の中心地で，商工業者の職業別居住区。

え　その他

公認の遊郭（ゆうかく）や郊外のかわた町村（まちむら）など。

D　生活

あ　住民

市民権をもつ本来の**町人（ちょうにん）**（地主（じぬし）・家持（いえもち））は少数だが，農民との対比で下層民を含む住民全体を町人ともよぶ。

い　運営

名主・庄屋・月行事（がちぎょうじ）〔月行司〕などを中心に，**町法（ちょうほう）〔町掟（ちょうおきて）〕**にもとづき運営。

☆江戸（南北の町奉行⇒町年寄⇒町名主⇒五人組）

☆大坂（東西の町奉行⇒惣年寄⇒町年寄⇒五人組）

E　負担

田畑がないため年貢は課されず，地子銭も免除の場合が多い。町人足役（そくやく）（上

下水道や道の整備，城郭や堀の清掃，防火・防災など）や**町入用**とよばれる共同経費は負担。

☆商工業者は営業税として運上・冥加を，職人は国役を納める場合があった。

F　町人の階層⇒**町政に参加できるのは地主・家持のみ**

地主・家持⇒地借⇒借家〔店借〕・商家奉公人など。

☆店賃を支払う借家の多くは**棟割長屋**〔九尺二間〕に住む。

---

②その他の都市

どのような都市でも，社会の基礎には町が存在した。

A　**港町**

長崎（肥前国），堺（和泉国），**松前（蝦夷地）**，**酒田（出羽国）**，三国（越前国），敦賀（越前国），小浜（若狭国），**下関（長門国）**，博多（筑前国）など。

B　**門前町**

奈良（大和国・興福寺など），**山田（伊勢国・伊勢外宮）**，**日光（下野国・日光東照宮）**，長野（信濃国・善光寺）など。

C　**宿場町**

品川（武蔵国），神奈川（相模国），小田原（相模国），島田（駿河国），金谷（遠江国），熱田〔宮〕（尾張国），桑名（伊勢国），大津（近江国），妻籠（信濃国），馬籠（信濃国）など。

D　鉱山町

あ　**幕府の直営**

佐渡相川金山・但馬生野銀山・石見大森銀山・下野足尾銅山

い　秋田藩佐竹氏の経営

院内銀山・阿仁銀山〔銅山〕（出羽国）

う　**泉屋〔住友家〕**の経営

別子銅山（伊予国）

E　**幕府直轄都市**

三都〔江戸・大坂・京都〕，**長崎**，駿府，伏見，奈良，佐渡，山田，日光，堺など。

10　身分秩序

①「士農工商」

A　制定の目的と特色

身分秩序の維持による社会の安定をはかり制定。**地位・職業は世襲，階層的主従関係が存在**した。

B　**士**（約６～10％）

武士が政治・軍事，学問・知識を独占。

あ　種類

将軍⇒大名・直参〔旗本・御家人〕⇒陪臣〔大名・旗本の家臣〕⇒軽輩〔足軽・中間・小者〕，**牢人**など。

☆主人への忠誠や上下の別を厳しく強制された。

☆武士の家では女性は家事への専念を強制された。

い　**特権**

苗字・帯刀，**切捨御免**〔無礼打ち〕

う　その他

皇族，公家，上層の僧侶・神職らも武士と並ぶ支配身分。

C　**農（約80％）**⇒山民・漁民を含む

百姓は幕藩体制の経済基盤として，幕府・藩の強い統制を受ける。

D　**工・商**（約７～10％）

職人と商人などの**家持町人**。

---

②賤民階級

A　**えた　〔穢多〕**（かわた・長吏）

農業の他，皮革製造・わら細工や雑役（死牛馬の処理・行刑役など）に従事。百姓とは別の集落をつくった。

B　**ひにん〔非人〕**

町や村から排除され集団化した乞食。村や町の番人・物乞い・芸能・掃除などに従事。

11　封建的意識(ほうけんてき)⇒分際(ぶんざい)のわきまえを重視

①主従(しゅじゅう)関係

A　武士　　主君(しゅくん)と家臣，本家と分家(ぶんけ)。

B　農民　　地主と小作人，本家と分家。

C　漁民　　網元(あみもと)と網子(あみこ)

D　職人　　親方〔師匠(ししょう)〕と徒弟(とてい)〔弟子〕

E　**商人**　　**主人⇒番頭(ばんとう)⇒手代(てだい)⇒丁稚(でっち)**，のれん分けによる本家と別家(べっけ)。

---

②家族関係

A　**家(いえ)**の重視＝**家制度**の確立

個人よりも家名(かめい)第一，家同士にも家格(かかく)が存在。

B　強大な**家長(かちょう)〔戸主(こしゅ)〕権**⇒武士や一部の有力な百姓・町人の家において財産や家業の**長子(ちょうし)単独相続**や，勘当(かんどう)・婚姻(こんいん)・住居などを決定。

C　強烈な**男尊女卑(だんそんじょひ)**⇒家督・財産の相続権なし

あ　三従(さんじゅう)の教え―『女大学(おんなだいがく)』より―

「家にありては父，嫁(か)しては夫，夫死して後(のち)は子に従え」

い　七去(しちきょ)を理由とする男性からの一方的離縁（＝**三行半(みくだりはん)・三下半**）

女性からどうしても離縁(りえん)したい場合は，鎌倉の東慶寺(とうけいじ)・上野国(こうずけのくに)の満徳寺(まんとくじ)などの**縁切寺(えんきりでら)〔駆込寺(かけこみでら)〕**に逃げ込んだ。

第 12 講　確認テスト

1　徳川家康が生まれた松平氏の岡崎城は，どこにあった城か？

①尾張国　②三河国　③遠江国　④駿河国

2　1584年の「小牧・長久手の戦い」で徳川家康と同盟し，豊臣秀吉と戦った人物とは？

①織田信雄　②毛利輝元　③長宗我部元親　④伊達政宗

3　徳川家康が征夷大将軍に就任し，江戸幕府を開いた年は？

①1600年　②1603年　③1614年　④1615年

4　1615年の「武家諸法度元和令」や「禁中並公家諸法度」を起草した“黒衣の宰相”とは？

①金地院崇伝〔以心崇伝〕　②南光坊天海
③藤原惺窩　④林羅山〔道春〕

5　親藩の「御三家」に当てはまらない藩とは？

①尾張藩　②紀伊藩　③水戸藩　④越前藩〔福井藩〕

6　最も石高の多い外様大名とは？

①前田氏（加賀藩）　②島津氏（薩摩藩）
③伊達氏（仙台藩）　④黒田氏（福岡藩）

7　参勤交代の制度化・500石積以上の大船建造の禁などが記された「武家諸法度寛永令」を出した将軍とは？

①初代家康　②２代秀忠　③３代家光　④４代家綱

8　江戸幕府の直轄地としてふさわしくないものを一つ選べ。

①日光　②佐渡　③堺　④博多

9　譜代大名が就任する最重要の奉行とは？

①寺社奉行　②(江戸)町奉行　③勘定奉行　④道中奉行

10　1629年に即位した，大御所秀忠の孫にあたる女帝とは？

①後水尾天皇　②明正天皇　③後桜町天皇　④光格天皇

11　1637年～38年の「島原の乱」を平定した“知恵伊豆”とは？

①高山右近　②板倉重昌　③松平信綱　④沢庵宗彭

12　村高に応じて課す付加税を何というか？

①小物成　②高掛物　③国役　④伝馬役

解答

1	②	2	①	3	②	4	①	5	④
6	①	7	③	8	④	9	①	10	②
11	③	12	②						